

*** 住所変更に伴う各種手続きの方法について ***

- ◎ 換地処分公告の翌日(令和4年2月26日)から、新しい住所に変更されます。
- ◎ 施行地区内に住民票を置いている方に対し、市役所(市民課)から「住所表示変更証明書」を通知します。
- ◎ 施行地区内にアパート・貸店舗及び貸し地等をお持ちの方は、変更後の新しい住所を借主にお伝えください。

1 いわき市が変更手続きを行うもの(皆様の手続きが不要なもの)

(1) いわき市が職権で書き換えるもの

(こういうことは) 事項		各お問合せ先
国民年金第1号被保険者	自動的に変更されますので、手続きは不要です。	国保年金課 国民年金係 0246-22-7464
後期高齢者医療被保険者証等	新しい保険証・受給者証を自宅へ郵送しますので、手続きは不要です。	国保年金課 高齢者医療係 0246-22-7466
住民基本台帳 (住民票)の住所 戸籍附票の住所	自動的に変更されますので、手続きは不要です。	本庁市民課 住民台帳グループ 0246-22-7444
児童扶養手当及び特別 児童扶養手当の受給者	自動的に変更されますので、手続きは不要です。 ※住所変更後の受給者証が必要な方はご連絡ください。	こども家庭課 家庭支援係 0246-27-8563
児童手当の受給者	自動的に変更されますので、手続きは不要です。	
介護保険被保険者証等	新しい被保険者証等を自宅へ郵送しますので、手続きは不要です。 (ただし郵送されるのは介護サービスを利用している方のみとなります)	介護保険課 介護保険係 0246-22-1193

(2) 法務局がいわき市の申請により書き換えるもの

(こういうことは) 事項		各お問合せ先
土地登記簿 (表題部のみ)	自動的に変更されますので、手続きは不要です。 (ただし、土地・建物の所有者及び抵当権者等登記名義人の住所については、個別に変更の手続きが必要です。)	福島県地方務局 いわき支局 0246-23-1729
建物登記簿 (表題部のみ)		

[注 意]

- (1) 換地処分の公告の翌日から、登記が書き換わるまで登記停止期間(約4か月)は、土地及び建物の登記等に関する一切の手続きができなくなります。
- (2) 事業地区内の土地・建物の所有者及び抵当権者等登記名義人の住所につきましては、上記(1)の登記停止期間終了後に福島県地方務局いわき支局等で変更登記の手続きをしてください。(直ちに頂く手続きではありませんが、お早目に変更することをお勧めいたします。)
- (3) なお、(2)の変更登記申請は、住所表示変更証明書(個人用)もしくは変更証明願(法人用)を添付すれば、登録免許税が非課税となります。(登録免許税法第5条第5項)

※ 商業登記、法人登記については、換地処分の公告の翌日から本店等変更手続きを行うことができます。市役所(小名浜区画整理事務所)が発行する変更証明願(法人用)を添付の上、登記の事実が発生した日(換地処分の公告の翌日)から本店では2週間以内、支店の所在地においては3週間以内に行うようにしてください。(会社法第915条第1項、同法第930条第3項)

2 皆様がご自分で変更の手続きをしていただくもの

(1) 市役所関係

(こういうことは) 事項	(だれが) 該当者	(どこへ) 申請・届出先	(いつまでに) 手続きの期限	(なにをもって) 提出書類等	各お問合せ先
国民健康保険被保険者証 国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証	世帯主又は同一世帯員	国保年金課 各支所 各市民サービスセンター	都合のよいときに手続きしてください。	国民健康保険被保険者証 国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証	国保年金課 調査給付係 0246-22-7456
戸籍簿の本籍	換地処分公告の翌開庁日(令和4年2月28日)以降、本事業対象区域の地番を本籍としている方に対して、いわき市市民課から本籍表示の更正について通知文を発出する予定ですのでご確認ください。本事業対象区域の地番以外(地番号・枝番等が一致しない場合を含む。)を本籍としている場合は通知されません。				本庁市民課 戸籍グループ 0246-22-7443
在留カード 特別永住者証明書	本人又は同居の親族		都合のよいときに手続きしてください。	在留カード 居住地届出書 特別永住者証明書 居住地届出書	本庁市民課 住民台帳グループ 0246-22-7444
住民基本台帳カード(写真付き) マイナンバーカード(個人番号カード) ※券面の訂正	本人又は同一世帯員 ※住民基本台帳用のパスワード(数字4桁)が手続きに必要です。	本庁市民課 各支所市民課 各市民サービスセンター	都合のよいときに手続きしてください。(写真なしの住基カードについては、手続き不要です。)	住民基本台帳カード マイナンバーカード(個人番号カード)	本庁市民課 マイナンバーカード 交付グループ 0246-22-7026
マイナンバーカード(個人番号カード) ※署名用電子証明書の訂正 ※利用者用電子証明書の訂正は必要ありません。	本人 ※署名用電子証明書のパスワード(英数字6桁以上)が手続きに必要です。	本庁市民課 各支所市民課 各市民サービスセンター	住所変更前の状態で電子証明書の有効期限日まで、引き続きご利用いただけます。ただし、利用先によっては利用できない場合がありますので、その際には住所変更の手続きが必要です。	マイナンバーカード(個人番号カード)	本庁市民課 マイナンバーカード 交付グループ 0246-22-7026
市営墓園使用者・代理人の所在地	使用者本人 ※使用者本人による手続きが難しい場合には「お問合せ先」までご連絡ください。	(南白土墓園) 本庁市民生活課 (東田墓園) 勿来支所 市民課 保健衛生係	できるだけ早く手続きをしてください。	①墓地使用許可証(注1) ②住所表示変更証明書 (注1)紛失された場合は再発行の手続きも必要です。 【必要書類】 本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)	(南白土墓園) 本庁市民生活課 市民生活係 0246-22-7446 (東田墓園) 勿来支所 市民課 保健衛生係 0246-63-2111
障害福祉サービス及び障害児通所受給者証	本人又は家族	最寄りの「地区保健福祉センター」	都合のよいときに手続きしてください。	受給者証	小名浜地区保健福祉センター 福祉介護係 0246-54-2111 健康係 0246-54-2111
障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所の変更事項届	事業所開設者	障がい福祉課	住所の表示変更後10日以内	変更事項届出書、運営規程など	障がい福祉課 事業係 0246-22-7486
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	本人又は家族	最寄りの「地区保健福祉センター」	都合のよいときに手続きしてください。	手帳	小名浜地区保健福祉センター 福祉介護係 0246-54-2111 小名浜地区保健福祉センター 健康係 0246-54-2111
介護保険事業所の変更届(介護サービス事業所関係)	事業所開設者	介護保険課	住所の表示変更後10日以内	①変更届出書 ②運営規程	介護保険課 長寿支援係 0246-22-7467
乳幼児・子ども・ひとり親家庭等・重度心身障害者医療費受給者証	本人又は家族	窓口でのお手続きは必要ありません。ご自身で二重線を引いて新しい住所を記入してください。			保健福祉課 保健福祉係 0246-22-7452

2 皆様がご自分で変更の手続きをしていただくもの

(2) 自動車・二輪自動車関係

(こういうことは) 事項	(だれが) 該当者	(どこへ) 申請・届出先	(いつまでに) 手続きの期限	(なにをもって) 提出書類等	各お問合せ先
自動車運転免許証	運転免許をお持ちの方	いわき東警察署又は、運転免許センター	速やかに変更手続きをして下さい。更新が迫っている方は、更新手続き時に併せて行うことができます。	①運転免許証 ②住所表示変更証明書 ③本籍も変更の場合は「本籍」が記載されている住民票	いわき東警察署 0246-54-1111
普通自動車および小型二輪自動車(排気量251cc以上)の検査証	自動車、オートバイを持っている方 ・普通車、大型車等 ・小型二輪自動車	いわき自動車検査登録事務所	できるだけ早く手続きをしてください。	①自動車検査証 ②住所表示変更証明書 ③手続きを委任される場合、所有者及び使用者の委任状 ④手数料は無料 ※1 転居の場合は、上記の書面では手続きをとることができません。 ※2 上記書類が原則必要ですが、ケース毎に異なる場合がありますため、お問合せ下さい。	いわき自動車検査登録事務所 050-5540-2016
二輪自動車の軽自動車(排気量126cc～250cc)の届出済証	オートバイ(軽二輪)を持っている方	いわき自動車検査登録事務所	できるだけ早く手続きをしてください。	①軽自動車届出済証 ②住所表示変更証明書 ③自動車損害賠償責任保険証明書(車両番号を変更した場合のみ必要) ④手数料は無料	いわき自動車検査登録事務所 050-5540-2016
軽自動車の検査証	軽自動車を持っている方 ・軽四輪 ・軽三輪	軽自動車検査協会福島事務所いわき支所	できるだけ早く手続きをしてください。	①軽自動車の検査証 ②住所表示変更証明書 ③手数料、用紙代共に無料	軽自動車検査協会福島事務所いわき支所 050-3816-1836

2 皆様ご自分で変更の手続きをしていただくもの

(3) 法務局関係

(こういうことは) 事項	(だれが) 該当者	(どこへ) 申請・届出先	(いつまでに) 手続きの期限	(なにをもって) 提出書類等	各お問合せ先
不動産所有者の住所変更	不動産を所有している方	不動産を管轄する法務局 いわき市の不動産は、福島地方 法務局いわき支 局	変更期限はありません。 売買、抵当権設定等の 時に変更していただい ても結構です。	①変更登記申請書 ②住所表示変更証明書 ③印鑑 ※1 登録免許税 免除 ※2 郵送申請可 ※3 登記上の住所と現住所 が違う場合は、住民票の写し 又は戸籍の附票が必要とな ります。	福島地方法務局 いわき支局 0246-23-1729
抵当権、地上権、賃借 権等の登記名義人の住 所変更	登記名義人				
法人・組合等の代表者 等の住所変更	会社・法人などの 代表者	本店・支店等の 所在地を管轄す る法務局	法定期間14日以内	①変更登記申請書 ②住所表示変更証明書 ③代表印 ④委任状(代理申請の場合) ※1 登録免許税 免除 ※2 郵送申請可	福島地方法務局 法人登記部門 024-534-1904
法人・組合等の本店・支 店等の所在地変更		福島県内に本店・ 支店等がある法 人は、福島地方 法務局法人登記 部門	法定期間 本店14日以内 支店21日以内	①変更登記申請書 ②変更証明願(法人用) ③代表印 ④委任状(代理申請の場合) ※1 登録免許税 免除 ※2 郵送申請可	

(4) 年金事務所関係

(こういうことは) 事項	(だれが) 該当者	(どこへ) 申請・届出先	(いつまでに) 手続きの期限	(なにをもって) 提出書類等	各お問合せ先
国民年金及び厚生年金 受給者	本人	平年金事務所	できるだけ早く手続きをし てください。	「住所変更届」 ただし、住民基本台帳と連動 している方は届出不要	平年金事務所 0246-23-5611
社会保険・厚生年金加 入事業者	事業主			「所在地変更届」 法人登記簿謄本の写し等添 付	
厚生年金加入者	本人(被保険者・ 加入者)	勤務先を経由し て所管する年金 事務所へ		「住所変更届」 ただし、住民基本台帳と連動 している方は届出不要	
国民年金第3号被保険 者	本人(被保険者)	配偶者の勤務先 を経由して所管す る、年金事務所・ 共済組合へ			

2 皆様ご自分で変更の手続きをしていただくもの

(5) 保健所関係

(こういうことは) 事項	(だれが) 該当者	(どこへ) 申請・届出先	(いつまでに) 手続きの期限	(なにをもって) 提出書類等	各お問合せ先
病院等医療施設関係の変更届(病院、診療所、施術所)	開設者	保健所総務課	住所の表示変更後10日以内	①開設届出事項変更届 ②印鑑(法人は登記印)	総務課 医事業事係 0246-27-8590
医薬品・医療機器等法・毒物劇物取締法関係の変更届(薬局・医薬品・医療機器販売業・毒物劇物販売業)			住所の表示変更後30日以内	変更届	
生活衛生営業施設の変更届	営業者・開設者	保健所生活衛生課	できるだけ早く手続きをしてください。	①変更届 ②住所表示変更証明書	生活衛生課 環境衛生係 0246-27-8591
食品衛生関係施設の変更届					生活衛生課 食品衛生係 0246-27-8593
犬の登録事項変更届	犬の所有者	保健所生活衛生課 各支所市民課	住所の表示変更後30日以内	変更届	小名浜支所 市民課 保健衛生係 0246-54-2111
					保健所 生活衛生課 動物愛護係 0246-27-8592

(6) その他

(こういうことは) 事項	(だれが) 該当者	(どこへ) 申請・届出先	(いつまでに) 手続きの期限	(なにをもって) 提出書類等	各お問合せ先
各種共済組合の年金受給者	本人	受給先の共済組合	できるだけ早く手続きをしてください。	住所変更届 (届出書は共済組合に請求してください。)	各共済組合
各種共済組合加入者	本人(被保険者・加入者)	各共済組合		年金手帳又は基礎年金番号通知書	
任意継続健康保険被保険者	本人(被保険者)	全国健康保険協会福島支部		住所変更届 (届出書は全国健康保険協会福島支部に請求してください。)	全国保険協会 福島支部 024-523-3915
各種預貯金、保険等	加入者	銀行、保険会社等	銀行、保険会社等へお問合わせください。	①住所表示変更証明書 ②証書等 ③印鑑 など	
その他の免許証、許可証、登録証、認可証等	免許証、許可証、登録証等をお持ちの方		交付を受けた窓口へお問合わせください。	①住所表示変更証明書 ②印鑑 など	

※ その他、皆さまがご契約等されている様々な事項についても、住所変更に伴い、手続き等が必要となる場合がございますので、各契約者等へご確認ください。

【お問い合わせ先】

いわき市役所 都市建設部 都市整備課 区画整理係
住所:いわき市平字梅本21番地
電話:0246-22-1138(直通)